

第6章（4）消費者対策 ①安心な消費生活の実現

◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

※網かけは「重点事業」

（単位：千円）

事業名	所管課	事業内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		備考
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
消費者自立支援事業	市民相談課 地域共生課	消費者被害防止及び消費生活の安全などに関する情報を市民に向けて伝えます。消費者の苦情相談に対し、助言及びあっせんを通じ、被害回復支援を行います。消費生活相談で解決できない紛争は、消費生活紛争調停委員会において調停を行います。	1,243		1,296										R3所管課変更
事業CD:6-4-1-1 エシカル消費推進事業	市民相談課 地域共生課	エシカル消費の意義や取組について、将来を担う小学生などに意識啓発を行い、人や社会、環境に配慮した消費行動の理解と定着を目指します。	276		1,289										R3所管課変更